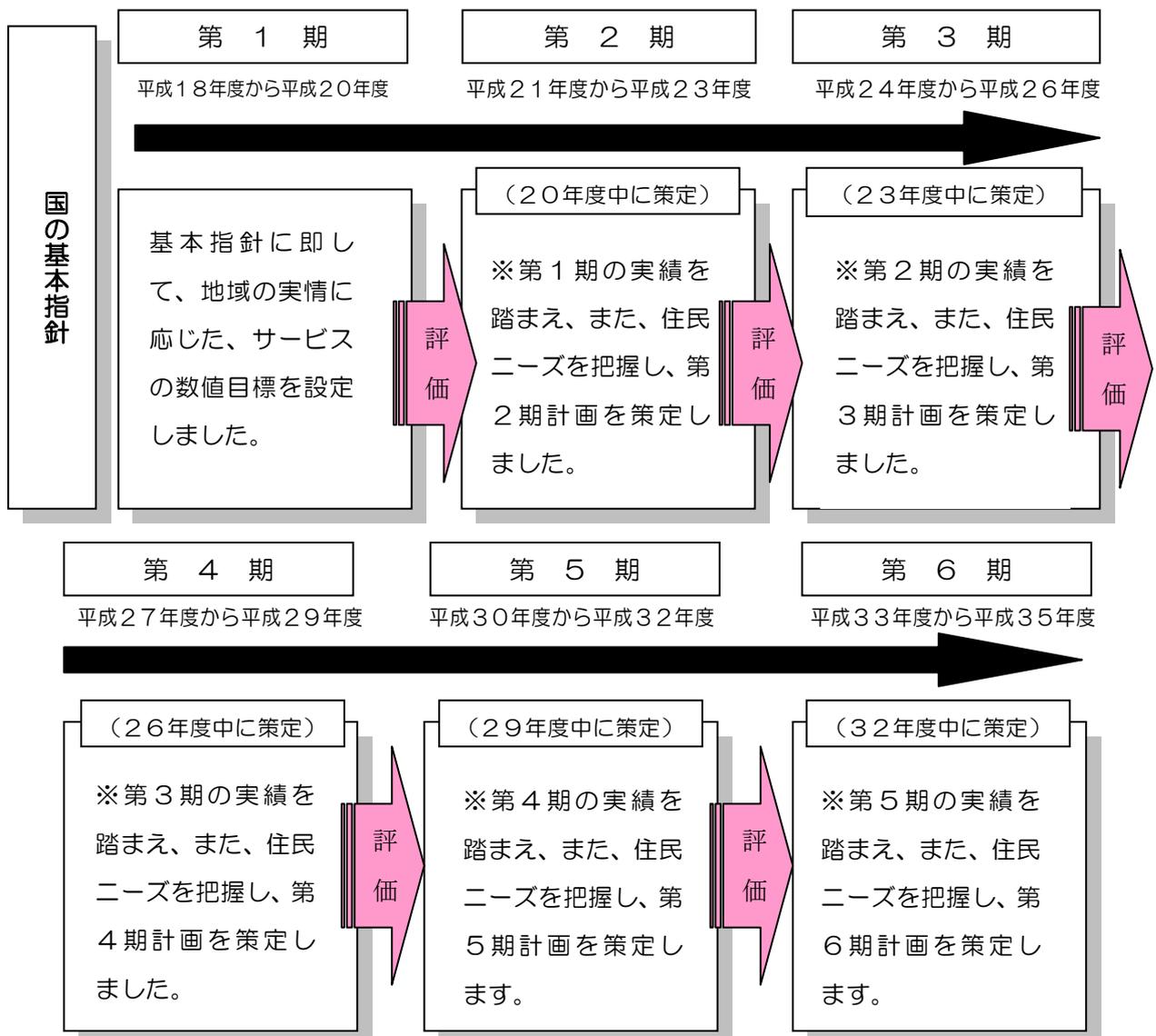


<障がい福祉計画とは>

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、市町村が作成する計画です。障がいのある方がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付やその他の支援を行うため、各障がい福祉サービスと市独自に定める地域生活支援事業、そしてそれらを有機的に機能させる相談支援事業等が整備できるよう数値目標を設定し実現していく計画です。

今回の計画は、平成30年度から平成32年度まで（第5期）にかかるものであり、第4期計画（平成27年度から平成29年度）の実績を踏まえ、また、サービスを利用する障がいのある方等のニーズを把握し、数値目標の設定を行います。

また、平成32年度には、第5期計画の見直しを行い、第6期計画（平成33年度から平成35年度）を策定します。



<本市の障がい福祉計画における基本理念>

本市では、障がい保健福祉施策の中長期的なビジョンを定めた『半田市障がい者保健福祉計画』の計画期間中であるため、国の基本理念を基本として、第3期で掲げた基本理念を継続して実践していくこととし、次のとおり定めます。

『必要とするサービスが、
必要とする人に確実に届くシステムづくり』

【参考：国の基本理念】

<障害福祉計画の基本的理念>

1. 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

<計画の点検・評価>

本計画の円滑な推進を図るため、半田市障がい者自立支援協議会において、各年度の達成状況を報告し、計画の進捗状況の点検・評価を実施します。

また、計画の点検・評価を実施した上で、同協議会においてサービス見込量及びその確保の方策について検討し、必要な対策を講じることで計画の推進を図ります。

1. 第4期計画（平成27年度から29年度）の点検及び評価について

【1】第4期計画で設定した数値目標について

第4期計画で設定した、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障がいのある方の地域生活への移行」「地域生活支援拠点等の整備」及び「福祉施設から一般就労への移行等」に係る数値目標について点検及び評価を行います。

なお、点検・評価にあたっては、平成28年度末までの評価となります。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成25年度末の施設入所者数	50人	平成25年度末時点の利用人員
地域移行者数	8人	平成28年度末
施設入所者数	41人	平成28年度末

【施設入所支援】

毎年1～2名の入所者がいる一方、入所者の高齢化に伴い入院したり亡くなられたりしての退所や高齢施設への移行もあり、近年は入所者数に減少があります。地域移行支援等の支援により、8名が地域での1人暮らしに移行して生活を始めています。今後、地域移行をさらに進めていくために、本人及び家族の意向を調査するとともに、住まいの場所の確保や障がい福祉サービスの提供体制の整備、地域の社会資源の活用等、あらゆる支援策を実施していくことが必要となります。また、地域移行を進めていくためには、重度訪問介護の充実が必要です。

(2) 入院中の精神障がいのある方の地域生活への移行

項目	数値	考え方
退院が見込まれる精神障がいのある方	20人	平成26年6月末時点の人数
	18人	平成28年度末の人数

【地域移行支援】

長期入院されている方の地域生活への円滑な移行のために、半田市障がい者自立支援協議会の地域連携・一人暮らし部会で病院と地域との連携シートを作成しました。また、精神科病院との連携も進めており、病院関係者が地域移行の認識を深め

たこともあって、実績が増加しています。地域移行の体験利用や宿泊体験を活用して退院した方が、年間に3～5名います。徐々に制度の活用も進んでおり、その後の地域定着においても事業所等と病院において連携が図られています。

今後は、入院している当事者の方へ地域移行の具体的な実践を伝えることが課題であり、住まいの場所の確保や福祉サービスのみならず、地域の社会資源や地域に移行してからの当事者同士の活動の充実が見込まれます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等	0か所	平成26年度末の数
整備数	1か所	面的整備型（平成29年4月時点）

【地域生活支援拠点】

障がい者及び障がい児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるためには、地域での安心感を担保し、障がい者等の生活を地域全体で支える体制の構築が急務であることから、地域生活を支援する体制の整備を行うため、地域における居住支援に求められる5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ、専門性、地域の体制づくり）を地域の福祉資源を有効に活用し、地域が一体となって地域生活支援拠点の整備を図る面的整備型としました。

※面的整備型…半田市全域において複数の機関が事業を分担して行う整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考え方
年間一般就労移行者数	19人	平成25年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の人数
現在の年間一般就労移行者数	27人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の人数
就労移行支援事業所の利用者数	40人	平成28年度における利用者数
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	75%	平成28年度末における割合

半田市障がい者自立支援協議会の就労部会において、企業との連携による就労体験を行っています。年間に20名ほど施設等利用者が体験することにより、施設からの一般就労への移行が図られています。平成27年度から中小企業にも障がい者雇用が義務付けられることに伴い、障がい者雇用の理解・促進や、実際のフォロー

アップが拡大され、現状の施設や障がい者相談支援センターの就労担当だけで就労後の定着を行うことが難しくなっていることから、平成28年度からジョブライフサポーター（※）を3名採用し、企業と障がい者、支援者とのパイプ役として安心して働き続けられるように支援しています。

※ジョブライフサポーター…企業等に訪問して職場定着の支援をします。

【2】第4期計画で設定した見込量について

第4期計画で設定した、「障がい福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援）」、「地域生活支援事業」の見込量について点検及び評価を行います。

評価に際してはひとつの目安として次の指標を参考にします。

達成率	評価
100%以上	目標は達成しています。
85%以上100%未満	おおむね目標は達成しています。
85%未満	目標達成に向けて支援等が必要です。

◇障がい福祉サービス

○訪問系サービス

事業名	単位 (/月)	平成27年度			平成28年度			平成29年度
		見込量	28年3月 実績	達成状況	見込量	29年3月 実績	達成状況	見込量
総利用時間数	時間	4,843	5,061	105%	4,980	5,086	102%	5,122
居宅介護	時間		4,020			4,085		
重度訪問介護	時間		739			745		
行動援護	時間		219			185		
重度障がい者等包括支援	時間		0			0		
同行援護	時間		83			71		

総利用時間数から見た見込量は確保できましたが、個別のサービスごとで課題もあります。

【居宅介護】

支援者であるヘルパーの不足が顕著になってきており、人材確保・育成が必要です。

【重度訪問介護】

1人が地域移行するたびに約400～600時間のサービスが必要だと考えると、より地域移行を促進するためには重度訪問介護の支援者を増やしていく必要が

あります。

【行動援護】

手厚い支援を必要とする方のサービス類型については、事業所や支援者数が少なく、必要とする量に達していない現状があります。

【同行援護】

ヘルパー資格以外に、同行援護を実施するための資格取得を必要とするため、これらの資格取得に伴う人材育成の計画を立てていく必要があります。

○日中活動系サービス

事業名	単位 (/月)	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
		見込量	28年3月 実績	達成状況	見込量	29年3月 実績	達成状況	見込量
生活介護	人日	5,372	5,685	106%	5,750	5,444	95%	6,133
自立訓練(機能訓練)	人日	19	2	11%	19	0	0%	19
自立訓練(生活訓練)	人日	30	110	367%	35	185	529%	35
就労移行支援	人日	638	631	99%	756	731	97%	877
就労継続支援(A型)	人日	542	985	182%	557	726	130%	572
就労継続支援(B型)	人日	2,595	3,215	124%	2,669	3,256	122%	2,965
短期入所	人日	314	250	80%	323	255	79%	357
療養介護	人	135	117	87%	139	181	130%	143

全体として見込み量をおおむね確保できたと考えます。

【生活介護】

障がい関係の事業所だけでなく高齢関係の基準該当生活介護事業所も10か所あり、多様な障がい特性の方の受入れ体制が整っています。ただし、行動障がい等の厚い支援や、医療的ケアを必要とする方の日中活動を支援する体制は十分とは言えず、数と同時に質の向上も課題と言えます。

【生活訓練・機能訓練】

日中活動に通うまでの支援が必要とされる方の生活訓練の事業所が開設されたことにより見込み量は確保できたものの、生活上のリハビリを必要とする機能訓練事業は半田市内に事業所がなく、今後必要に応じて事業所等とともに整備に向けた取り組みをする必要があります。

【就労移行支援】

事業所の努力等により一般就労まで繋がったケースが多く、事業所の数はそれほど多くありませんが、多くの方の支援に結びついています。

これらの一般就労に繋がった方がジョブライフサポーターの充実などで、就労定

着ができるよう働きかけていく必要があります。

【就労継続支援】

数か所の中からその方にあった事業所を選択することが可能となっており、見込み量は概ね確保できたものと考えます。ただし、A型の事業所が少なく近隣で利用したいという希望に応えられないという課題もあります。

【短期入所】

見込み量の確保ができてきているものの、緊急時等に利用できない状況であり、また、障がいの重い方ほど受入れが難しい現状があるため、引き続きサービスの質・量ともに体制を整備していく必要があります。

○居住系サービス

事業名	単位 (/月)	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
		見込量	28年3月 実績	達成状況	見込量	29年3月 実績	達成状況	見込量
グループホーム	人	100	65	65%	108	67	62%	117
施設入所支援	人	50	45	90%	50	41	82%	50

【グループホーム】

見込量に対して実績が少ないのは、資金や人材等の課題からグループホームの整備等が進んでいないことが理由と考えられます。また、サテライト型の活用など、今グループホームにいる方が、地域の中で生活できる仕組みづくりも今後の検討すべき課題となっています。

○相談支援

事業名	単位 (/月)	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
		見込量	28年3月 実績	達成状況	見込量	29年3月 実績	達成状況	見込量
計画相談支援	人	233	231	99%	257	236	92%	281
	箇所	9	8	89%	10	8	80%	10
障がい児計画相談支援	人	98	77	79%	109	125	115%	116
	箇所	6	6	100%	6	7	117%	7
地域移行支援	人	5	1	20%	6	3	50%	7
	箇所	2	2	100%	2	2	100%	2
地域定着支援	人	30	29	97%	40	31	78%	50
	箇所	2	2	100%	2	2	100%	2

【計画相談支援】

指定相談事業所の協力もあり、平成26年度末にはサービス等利用計画の作成が100パーセントに達成し、平成28年度末も100パーセントを維持しています。

指定相談支援事業所においては、1事業所1人相談員という体制が多く、相談員を支える体制の整備と人材育成が求められています。

【地域移行支援・地域定着支援】

地域移行支援の必要性が増しており、地域移行支援及び地域定着支援による支援ができる事業所の拡大が望まれます。

◇地域生活支援事業

事業名	単位 (/月)	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度	
		見込量	28年3月 実績	達成状況	見込量	29年3月 実績	達成状況	見込量	
相談支援事業									
障がい者相談支援センター	箇所	1	1	100%	1	1	100%	1	
障がい者自立支援協議会	箇所	1	1	100%	1	1	100%	1	
意思疎通支援事業									
※	手話通訳者派遣事業	回	16	12	75%	17	12	71%	19
	手話通訳者設置	人	2	1	50%	2	1	50%	2
成年後見制度利用支援事業	人	11	4	36%	12	11	92%	13	
移動支援事業	時間	893	929	104%	918	955	104%	944	
日中一時支援事業									
A型：日中ショート	人	15	13	87%	16	8	50%	16	
B型：地域デイ	人	72	103	143%	74	113	153%	76	
日常生活用具給付事業									
介護・訓練支援用具	件	5	1	20%	6	9	150%	6	
自立生活支援用具	件	21	17	81%	21	24	114%	22	
在宅療養等支援用具	件	34	22	65%	35	23	66%	36	
情報・意思疎通支援用具	件	20	10	50%	20	13	65%	21	
排泄管理支援用具	件	924	895	97%	950	940	99%	977	
居宅生活動作補助用具	件	1	0	0%	1	5	500%	1	
地域活動支援センター (フリースペース型)	人日	12	3	25%	13	13	100%	23	
訪問入浴サービス	人日	6	6	100%	6	8	133%	7	
職親委託制度	人	10	10	100%	11	9	82%	12	
自動車運転免許取得助成 事業	人	2	0	0%	2	2	100%	2	
身体障がい者自動車改造 助成事業	人	6	2	33%	6	5	83%	7	
障がい者(児)タクシー料 金助成事業	人	479	466	97%	493	396	80%	507	
障がい者(児)バス運賃扶 助事業	人	1,927	1,941	101%	1,982	1,577	80%	2,038	

※意思疎通支援事業については、時期によって利用回数の変動が大きいいため、
年度平均値で評価を行いました。

全体的に見込量をおおむね確保していると考えます。これは、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態により実施することができる、地域生活支援事業の利点が活かされた結果と考えます。

【成年後見制度利用支援事業】

地域移行や一人暮らしの増加に伴い、利用人数も増加しています。

【意思疎通支援事業】

利用者は固定されているものの利用頻度や時間数については増加しています。

【移動支援事業】

年々ニーズが増加しており、多くの方が利用していますが、移動支援を必要とする時間帯や曜日に偏りがあり、必要なときに利用できていない現状があるため、移動支援を行う従事者の確保、育成が求められています。

また、移動支援の内容も多岐にわたっており、特に児童の需要が多くなっています。

【日中一時支援事業】

日中ショートは事業廃止の事業所もあり、見込量を下回っております。地域デイについては、一般就労後のアフターケアとしての活用や、家族支援が難しい家庭における土日のケア等への活用が増加し、見込量以上の実績値となっています。

【日常生活用具給付事業】

用具の種別によって達成率に差はありますが、見込量を達成しているものもあります。28年度に要綱の改正を行い、対象者や基準額を中心に制度の見直しを行いました。今後も利用者の意見を聴取し、継続的に見直しを行えるようなシステム作りが必要となります。

【地域活動支援センター（フリースペース型）】

市内に開設を予定していましたが、実施することができず見込量に達していません。地域活動センターをより身近な場所へ設置することが早急に求められていますので継続的に協議していきます。

【訪問入浴サービス】

居宅介護を利用しての入浴が困難な方が増え、見込量を上回っています。

【職親委託制度】

職親委託制度については、継続的な利用者が多く、ここ数年新規利用はありません。職親で実績を積んだ知的障がいのある方が一般就労に移行できるよう職親の役割を明確にし、職親に対して働きかけを行う必要があります。

○総合評価

今回の評価は、平成29年度中に実施するため、平成27年度・28年度の評価のみとなります。

障がい福祉サービスについては、市内に事業所を有する福祉サービスについては、概ね目標値を達成できているものの、重度訪問介護、共同生活援助（グループホーム）など、住まいに関わる福祉サービスについては、十分に満たされてはいません。

また、身体介護などの居宅介護についても、特定の時間、曜日に集中することにより、ヘルパー不足が顕著であります。

平成24年度から開始しました計画相談支援について、平成26年度には、100%の福祉サービス利用者に計画が作成されました。これにより、障がいのある方のニーズに合ったサービス利用が可能になってきていると考えます。ただし、ニーズはあるもののサービス提供体制が整わずに利用できていないサービスもあるため、今後も事業所等にご協力いただきながら、充実した支援体制の構築を続けていくことが必要となります。

2. 平成32年度までの数値目標について

◆基本的な考え方

国によると、障がい者等の自立支援の観点から地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、第4期計画から引き続き、基本指針に定める数値目標を設定することとしています。

また、第4期計画の現状把握、地域課題や障がいのある方のニーズ分析、検証をおこない数値目標を適切に修正するとともに、必要なサービス量を見込むこととしています。

「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」について、国の基本指針を参考とし、本市の実情を踏まえた数値目標を設定します。

また、「障がい福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援）」については、現在のサービス利用者数を基本とし、利用者の伸びや、今後新たに利用が見込まれる者の人数、利用者やその家族を対象としたアンケート及び事業所等へのヒアリングや半田市障がい者自立支援協議会における協議において、障がいのある方のニーズ等を勘案し、それぞれのサービス見込量を設定します。

「地域生活支援事業」についても、「障がい福祉サービス」と同様の考え方で、地域の実情に応じたサービス見込量を設定します。

なお、第5期計画の数値目標は、各年度末における見込量を設定し、少なくとも年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

【第5期計画作成に当たっての基本的な考え方】

※第4期計画の基本的な考え方を継続します。

① 障がいのある方の就労・就業支援

② 地域で暮らす

③ 地域生活支援事業の再構築（新たなニーズに対応するサービスの創設等）

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成28年度末の施設入所者数(B)	41人	平成28年度末時点の利用人員
【目標値】地域移行者数	4人	平成32年度末(施設入所者数の9%)
【目標値】施設入所者数	40人	平成32年度末(平成28年度末時点の施設入所者数から2%減)

目標値設定の考え方

国の基本指針(平成28年度末の入所者数から9%以上が地域生活へ移行すること、平成28年度末の入所者数から2%以上削減すること)を参考に、地域の実情を踏まえた次の考え方で目標値を設定します。

- ◇施設入所者の障がい支援区分、年齢、家庭環境等を勘案し地域移行者数の目標値を見込みます。
- ◇地域移行者数については、30～32年度の3か年で、施設入所者数の9%を見込みます。
- ◇施設入所者数については、入所希望が年間数名あり、退所したとしても別の方が入所する可能性が高いため、平成28年度末の2%減の利用者を見込みます。

活動指針

- 定期的に施設を訪問し、地域生活への移行を促進します。
- 家族等に地域生活への移行の意思を確認します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値等	考 え 方
目標年度における障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置済	平成32年度末の設置の有無
目標年度における半田市の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置済	平成32年度末の設置の有無
【目標値】精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満）	50人	平成32年度末の長期入院患者数
【目標値】精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上）	42人	平成32年度末の長期入院患者数
【目標値】地域移行に伴う基盤整備量（65歳未満利用者数）	13人	平成32年度末における地域移行者数
【目標値】地域移行に伴う基盤整備量（65歳以上利用者数）	9人	平成32年度末における地域移行者数

目標値設定の考え方

国の基本指針を参考に、地域における保健・医療・福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえた次の考え方で目標値を設定します。

◇長期在院者数を正確に把握することは困難であり、近隣の精神科病院にヒアリングをした退院可能な長期在院者数を見込みます。(知多圏域による平成28年度調査資料より)

◇地域移行支援事業による長期入院患者の退院に向けての支援が可能な数を考慮します。

活動指針

- 精神科病院に訪問し、必要な情報（福祉サービスなど）を提供します。
- 地域移行支援の利用者数を増加します。
- 退院後の地域生活の充実（グループホーム、地域定着支援、日中支援など）を図ります。
- 精神科病院を訪問し、長期入院患者と面談して、現状とニーズ把握を行います。

(3) 障がい者の重度化・高齢化を見据えた地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
現在の地域生活支援拠点等	面的整備型として1か所	平成29年度末の数
【目標値】整備数	面的整備型として1か所	平成32年度末の数

目標値設定の考え方

国の基本指針（障がい福祉圏域において少なくとも一つ整備すること）を参考に、地域の実情を踏まえた次の考え方で目標値を設定します。

- ◇現実的に有効に機能させるために、圏域ではなく市内で整備可能な1か所を見込みます。
- ◇複数の事業所（法人）が機能を分担して行う面的整備型とします。
- ◇半田市障がい者自立支援協議会を活用し、整備強化を図ります。

※面的整備型…半田市全域において複数の機関が事業を分担して行う整備

活動指針

- 不足するサービス（重度訪問介護事業所の増加、市内フリースペース設置など）の強化を図ります。
- 強度行動障がいの集中支援を目的とした仕組みづくりをします。
- 自立生活援助事業所の開設を支援します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	18人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の人数
目標年度における年間一般就労移行者数	27人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の人数
【目標値】平成28年度実績と目標年度における年間一般就労移行者数の比率	1.5倍	平成32年度末の見込と平成28年度実績との比較
就労移行支援事業所の利用者数	52人	平成28年度における利用者数
目標年度における就労移行支援事業所の利用者数	63人	平成32年度末における利用者数を平成28年度から2割以上増加
【目標値】就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	75%	平成32年度末の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合
【目標値】就労定着支援事業所利用者で支援開始1年後の職場定着率80%以上	80%	各年度における「就労定着支援」による支援開始後の職場定着率を80%以上とする

目標値設定の考え方

国の基本指針（一般就労移行者数：平成28年度実績における「一般就労移行者」の1.5倍以上が移行すること。利用者数：平成28年度末における利用者数から2割以上増加すること。事業所割合：管内事業所の50%以上が就労移行率3割以上。）を参考に、地域の実情を踏まえ次の考え方で目標値を設定します。

- ◇一般就労移行者：平成28年度における実績18名の1.5倍を見込みます。
- ◇利用者：平成28年度の利用者は52名ですが、定員増の見込みがないこと、一人あたりの利用期間が長期化していることを考慮します。
- ◇事業所割合：企業開拓を進め、市内事業所の75%以上が就労移行率3割以上となることを見込みます。
- ◇職場定着率：新制度の就労定着支援事業の実施、ジョブライフサポーターの活用により、80%以上の定着を見込みます。

活動指針

- ジョブライフサポーターを増加し、職場定着を図ります。
- 「マッチングサポートフェア」「雇用フォーラム」を継続して開催します。
- 就労定着支援事業所の開設を支援します。

3. 障がい福祉サービス等の見込量について

【障がい福祉サービス】

障がい福祉サービスの見込量の設定にあたっては、第4期計画の実績及び基本指針を踏まえ、利用者の伸び率、事業所ヒアリング結果等の現状ニーズの把握状況を勘案し、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」の各サービスについて見込量を設定します。

(1) 訪問系サービスの見込量

訪問系サービスには、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障がい者等包括支援」のサービスがあります。

第5期計画では、サービスの利用時間数及び、利用実人数、管内の事業所数を設定します。

＜単位：利用量（時間／月）、実人数（人／月）、事業所（箇所）＞

事業名	30年度		31年度		32年度	
	利用量	事業所	利用量	事業所	利用量	事業所
	実人数		実人数		実人数	
居宅介護	5,290	14	5,290	14	5,290	14
重度訪問介護						
同行援護						
行動援護	278		278		278	
重度障がい者等包括支援						

見込量設定の考え方

＜見込量の考え方＞

第5期計画の実績値に次の条件を勘案し、見込量を設定します。

◇深刻な人材不足（ヘルパー）および事業所数の増が見込まれないため、平成29年度見込と同程度と想定します。

(2) 日中活動系サービスの見込量

日中活動系サービスは、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」、「短期入所」、「療養介護」のサービスがあります。

第5期計画では、サービスの利用量及び、利用実人数、管内の事業所数を設定します。

<単位：利用量（人日／月）、実人数（人／月）、事業所（箇所）>

事業名	30年度		31年度		32年度	
	利用量	事業所	利用量	事業所	利用量	事業所
	実人数		実人数		実人数	
生活介護	5,802	15	5,982	16	6,172	17
	317		327		337	
自立訓練 （機能訓練）	58	0	4	0	4	0
	3		1		1	
自立訓練 （生活訓練）	130	1	130	1	130	1
	14		14		14	
就労移行支援	1,216	6	1,273	6	1,330	6
	64		67		70	
就労継続支援 （A型）	540	2	594	2	648	2
	30		33		36	
就労継続支援 （B型）	3,340	14	3,430	14	3,610	15
	181		186		196	
就労定着支援【新】	10	2	11	2	12	2
短期入所（福祉型）	246	5	258	5	270	5
	70		75		80	
短期入所（医療型）	12	0	15	0	18	0
	5		6		7	
療養介護	210	0	240	0	270	0
	7		8		9	

見込量設定の考え方

第4期計画の実績値に次の条件を勘案し、見込量を設定します。

◇施設入所者等の地域移行する者、特別支援学校卒業者等、新たに利用が見込まれる利用量及び人数

◇新たに利用が見込まれる者の1ヶ月の利用量の実績を基に1人当たりおよそ19人日として見込む

◎就労定着支援

◇年間の就労移行者の実績を基に利用量を見込む。

(3) 居住系サービスの見込量

居住系サービスは、「グループホーム」、「施設入所支援」のサービスがあります。新規事業として「自立生活援助」を開始します。

第5期計画では、サービスの利用実人数及び管内の事業所数を設定します。

<単位：実人数（人／月）、事業所（箇所）>

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実人数	事業所	実人数	事業所	実人数	事業所
自立生活援助【新】	45	1	51	1	62	1
グループホーム	74	10	80	11	86	12
施設入所支援	43	1	42	1	41	1

見込量設定の考え方

第4期計画の実績値に次の条件を勘案し、見込量を設定します。

◇施設入所者等の地域移行する者等、新たに利用が見込まれる利用者数

◇事業所ヒアリング等から得られた情報により、平成30年度以降整備予定のグループホームの利用者を見込む。

◎自立生活援助

◇地域定着支援利用者の現利用者及び地域移行支援（3年間で22名）による利用者を見込む。

(4) 相談支援（サービス等利用計画作成）の見込量

相談支援は、「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」があります。

「地域移行支援」は、施設等に入所している障がいのある方、または精神科病院に入院している障がいのある方等に住居の確保、また地域生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。

また「地域定着支援」は、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談や必要な支援を行います。

第5期計画では、相談支援を必要とする者の人数及び事業所数を設定します。

＜単位：実人数（人／月）、事業所（箇所）＞

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実人数	事業所	実人数	事業所	実人数	事業所
計画相談支援	268	8	292	9	316	9
地域移行支援	7	2	7	2	8	2
地域定着支援	38	2	41	2	44	2

見込量設定の考え方

第4期計画の実績値に次の条件を勘案し、見込量を設定します。

- ◇計画相談支援の新規サービス利用者の伸び率を算定
- ◇地域移行支援及び地域定着支援については、精神科病院の退院や福祉施設からの既存の利用人数に合わせて基盤整備量を基に算定
- ◇既存の利用者については計画更新及びモニタリングを見込んで算定

【地域生活支援事業】

地域生活支援事業の見込量の設定にあたっては、第4期計画の実績及び基本指針を踏まえ、利用者の伸び率、事業所ヒアリングの結果等の現状ニーズの把握状況を勘案し、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター」、「日中一時支援事業」、「訪問入浴サービス事業」、「体験的宿泊事業」、「知的障がい者職親委託制度」、「その他の事業」について見込量を設定します。

(1) 相談支援事業の見込量

相談支援事業は、「障がい者相談支援事業」、「相談支援機能強化事業」、「住宅入居等支援事業」の事業があります。

第5期計画では、各事業の事業所数、または設置の有無を設定します。

<単位：事業所（箇所）>

事業名	30年度	31年度	32年度
	事業所	事業所	事業所
障がい者相談支援事業	1	1	1
※基幹相談支援センター	設置済	設置済	設置済
※地域自立支援協議会	設置済	設置済	設置済
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施済	実施済	実施済
住宅入居等支援事業	無	無	無

見込量設定の考え方

- ◇今後も事業を継続します。
- ◇住宅入居等支援事業については、相談支援事業や知多地域成年後見センター等と連携することで対応できると考えるため、今後も事業を実施する予定はありません。

(2) 成年後見制度利用支援事業の見込量

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の必要な方を見込めます。

第5期計画では、年間の利用実人数を設定します。

平成20年度から知多5市5町で知多地域成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用促進を図っています。

<単位：実人数（人／年）>

事業名	30年度	31年度	32年度
	実人数	実人数	実人数
成年後見制度利用支援事業	14	15	16

見込量設定の考え方

第4期計画の実績値に次の条件を勘案し、見込量を設定します。

◇現在の成年後見制度利用者数の伸び率

(3) 意思疎通支援事業の見込量

意思疎通支援事業は、「手話通訳者派遣事業」、「手話通訳者設置事業」、平成29年度から「要約筆記者派遣事業」の3事業があります。

第5期計画では、「手話通訳者派遣事業」については利用件数を、「手話通訳者設置事業」については手話通訳者の設置時間数を設定します。

○意思疎通支援事業

事業名	30年度	31年度	32年度
手話通訳者派遣事業（派遣回数／年）	160	161	162
手話通訳者設置事業（設置時間／年）	507	507	507
要約筆記者派遣事業（派遣回数／年）	3	11	3

見込量設定の考え方

第4期計画の実績値に次の条件を勘案し、見込量を設定します。

◇利用者の実績を基に算定

◇派遣は件数、設置は設置時間へ変更した。

◇平成29年度から要約筆記者派遣事業を実施。奇数年度は市政懇談会への派遣があるため、8会場分追加（31年度）

(4) 日常生活用具給付事業の見込量

日常生活用具給付事業は、「介護・訓練支援用具」、「自立生活支援用具」、「在宅療養等支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」に分かれています。

第4期計画では各サービスの給付件数を設定します。

○日常生活用具給付事業

事業名	30年度	31年度	32年度
	給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	9	9	9
自立生活支援用具	24	24	24
在宅療養等支援用具	23	23	23
情報・意思疎通支援用具	13	13	13
排泄管理支援用具	954	961	968
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	10	10	10

見込量設定の考え方

◇平成28年度の利用実績を基本に、利用件数を見込みます。

(5) 移動支援事業の見込量

移動支援事業は、第5期計画ではサービス利用実人数及びサービスの利用量について設定します。

○移動支援事業

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実人数 (人/月)	利用量 (時間/月)	実人数 (人/月)	利用量 (時間/月)	実人数 (人/月)	利用量 (時間/月)
移動支援事業	163	986	173	1,002	183	1,018

見込量設定の考え方

◇平成29年3月の実績を基本に、平成27年度及び平成28年度実績の伸び率で見込量を設定します。

(6) 地域活動支援センターの見込量

地域活動支援センターは「フリースペース型」のサービスがあります。

第5期計画では各サービスの利用実人数及び実施事業者数を設定します。

○地域活動支援センター

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)
フリースペース型	10	1	150	1	150	1

見込量設定の考え方

○フリースペース型
◇平成31年度に、新たなサービス提供事業者を半田市内に1箇所開設し、利用者の利便性の拡大及び利用者の増加を図ります。このことに伴う、所要の利用者の増加を見込みます。

(7) 日中一時支援事業の見込量

日中一時支援事業は、「A型：日中ショートステイ」、「B型：地域デイ」のサービスがあります。

第5期計画では各サービスの利用実人数及び実施事業者数を設定します。

○日中一時支援事業

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)
日中ショートステイ(A型)	8	8	7	8	7	8
地域デイ(B型)	134	6	146	6	159	6

見込量設定の考え方

◇平成29年3月の実績を基本に、平成27年度及び平成28年度実績の伸び率で見込量を設定します。

(8) 訪問入浴サービス事業の見込量

訪問入浴サービス事業は、第5期計画では利用実人数及び実施事業者数を設定します。

○訪問入浴サービス事業

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)
訪問入浴サービス事業	10	3	11	3	12	3

見込量設定の考え方

◇平成29年3月の実績を基本に、平成27年度及び平成28年度実績の伸び率で見込量を設定します。

(9) 体験的宿泊事業の見込量

体験的宿泊事業は、平成29年度開始事業のため、想定人数とします。

○体験的宿泊事業

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)
体験的宿泊事業	30	5	36	6	42	7

見込量設定の考え方

◇平成29年度開始事業のため、想定人数を見込みます。
年間利用24日のため、1か月に1泊(定員6名)を想定し、1事業所につき、1か月6名と想定します。

(10) 知的障がい者職親委託制度の見込量

知的障がい者職親委託制度は、第5期計画では利用実人数及び実施事業者数を設定します。

○知的障がい者職親委託制度

事業名	30年度		31年度		32年度	
	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)
知的障がい者職親委託制度	9	8	8	8	8	8

見込量設定の考え方

◇現に利用している者の人数を基本に、一般就労への移行者を見込みます。

(11) その他の事業の見込量

その他の事業は、「自動車運転免許取得助成事業」、「身体障がい者自動車改造助成事業」、「障がい者（児）タクシー料金助成事業」、「障がい者（児）バス運賃扶助事業」のサービスがあります。

第5期計画では各サービスの利用見込者数を設定します。

○その他の事業

事業名	30年度	31年度	32年度
	利用見込者数 (人/年)	利用見込者数 (人/年)	利用見込者数 (人/年)
自動車運転免許取得助成事業	3	3	3
身体障がい者自動車改造助成事業	7	7	7
障がい者（児）タクシー料金助成事業	449	452	455
障がい者（児）バス運賃扶助事業	1,980	1,994	2,008

見込量設定の考え方

◇現に利用している者の人数を基本に、利用者数を見込みます。
なお、利用見込者数は年間の利用者数とします。